

【障がい福祉計画編】

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と目的

1 計画策定の趣旨

障害者総合支援法では、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択機会の確保、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならないとしています。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域での生活を送ることが出来るよう、生活支援と就労支援の一層の充実や障がいのある子どものニーズの多様化に対応するための支援拡充などが図られました。

障がいのある人が抱えている課題は多様です。様々な制度やサービスがありますが、その人に合った形で総合的に提供することが必要です。本町では、3カ年を計画期間とした障がい福祉計画を策定し、その推進を図っています。第5期障がい福祉計画の計画期間が令和2年度で終了するにあたり、障害者総合支援法が目指す共生社会を実現するための実施計画として、国から示された基本指針を踏まえて第6期障がい福祉計画を策定し、引き続き取り組みを進めていきます。

2 計画の目的

障がいのある人が、社会で生活するひとりの人として尊重され、必要な支援を可能な限り身近な場所で受け、社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人と共生する上での様々な障壁が除去された社会を目指す必要があります。

この計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に社会の一員として安心して暮らせる社会の実現を目指しています。また、令和5年度末に向けて数値目標を設定し、令和3年度から5年度までの計画期間のサービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

第2節 基本理念

この計画は、第5期上土幌町総合計画の基本目標に掲げる“健康で安心して暮らせるまち”を目指し、障がいのある人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現を基本理念とします。

第3節 計画の性格及び位置付け

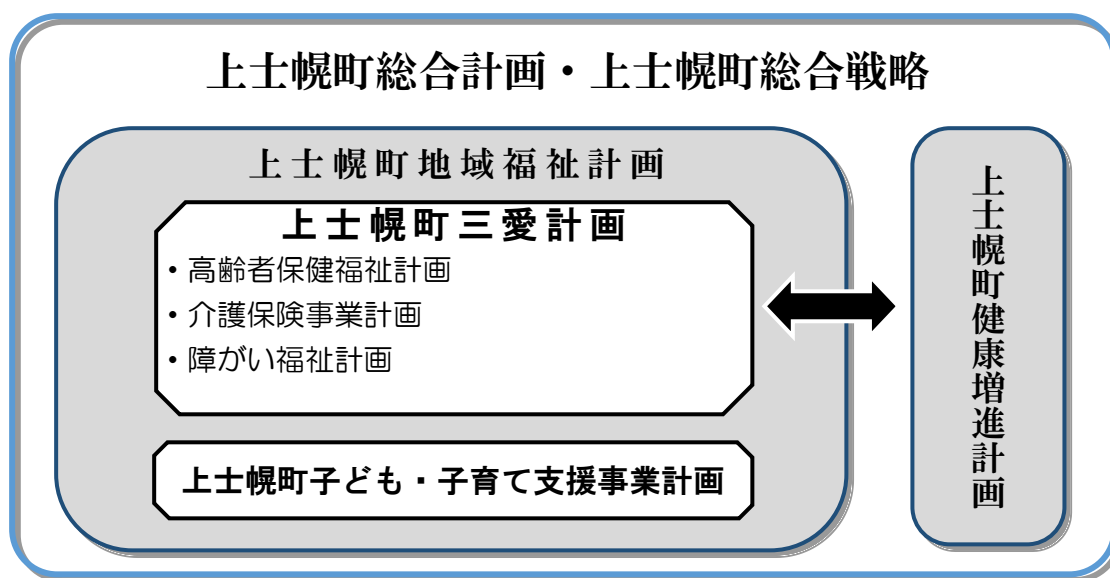
1 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づ

く「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、上士幌町における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

また、「上士幌町総合計画（第5期）」や「上士幌町総合戦略」、「上士幌町地域福祉計画（第3期）」、「上士幌町高齢者保健福祉・介護保険事業計画（第8期）」、「上士幌町健康増進計画（第3期）」「上士幌町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」などの関連計画との調和を保ち整理しています。

■イメージ図



2 計画期間

この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3か年とします。ただし、今後の国の障がい施策等の状況の変化に伴い必要が生じた場合は見直しを行います。

■計画期間イメージ図

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画期間 (3年間)	第4期計画			第5期計画			第6期計画		

3 計画策定の経緯

(1) 住民の意見反映

計画の策定にあたり、障がいのある人の意見やニーズを把握するため、障害者手帳交付者等102名を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、「上士幌町三愛計画策定委員会設置要綱」に基づき、住民の意見が計画に反映されるよう、各種団体や一般町民からの公募を含めた委員会を設置しました。委員会は町長の諮問機関として位置付け、計4回の委員会を開催して計画の検討・協議を行い、町長より諮問のあった計画案について答申を行いました。

計画（案）については、町の広報やホームページを活用し、計画に対するパブリックコメント（意見公募）を行い、町民のみなさまから広く意見や提案を募集しました。

（２）住民への周知

本計画を推進していくためには、障がいのある人やその家族はもとより広く住民に周知していくことが重要です。

そのため、パンフレットの配布や町の広報、ホームページなどを通じて、計画内容の周知、サービス内容や利用に関する手続きなどをわかりやすく紹介するほか、出前講座等を活用しながら住民への理解の促進を図ります。

４ 計画の点検体制（PDCA サイクル※の導入）

本計画の実施状況については、上土幌町地域自立支援協議会において、計画の進捗状況や効果を評価・点検していきます。計画の進捗や効果の評価の結果、今後の動向等に弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

「目標値（成果目標）」「サービスにおける見込み量（活動指標）」については、PDCA サイクルのプロセスに基づき実績を把握し、評価分析を行い、必要があるときは計画の変更を行います。

※「PDCA サイクル」：計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）の４段階のプロセスにより事業の管理運営を行う手法

第４節 計画の目標及び体系

１ 計画の目標

○障がいのある人々が住み慣れた地域で、個々人の状態に即した必要なサービスを受けながら、生活を営む上で困難を感じる事のない地域社会の実現を目指します。

（１）地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、自己選択・自己決定による個々人の状態に応じた必要なサービスの提供に努めます。

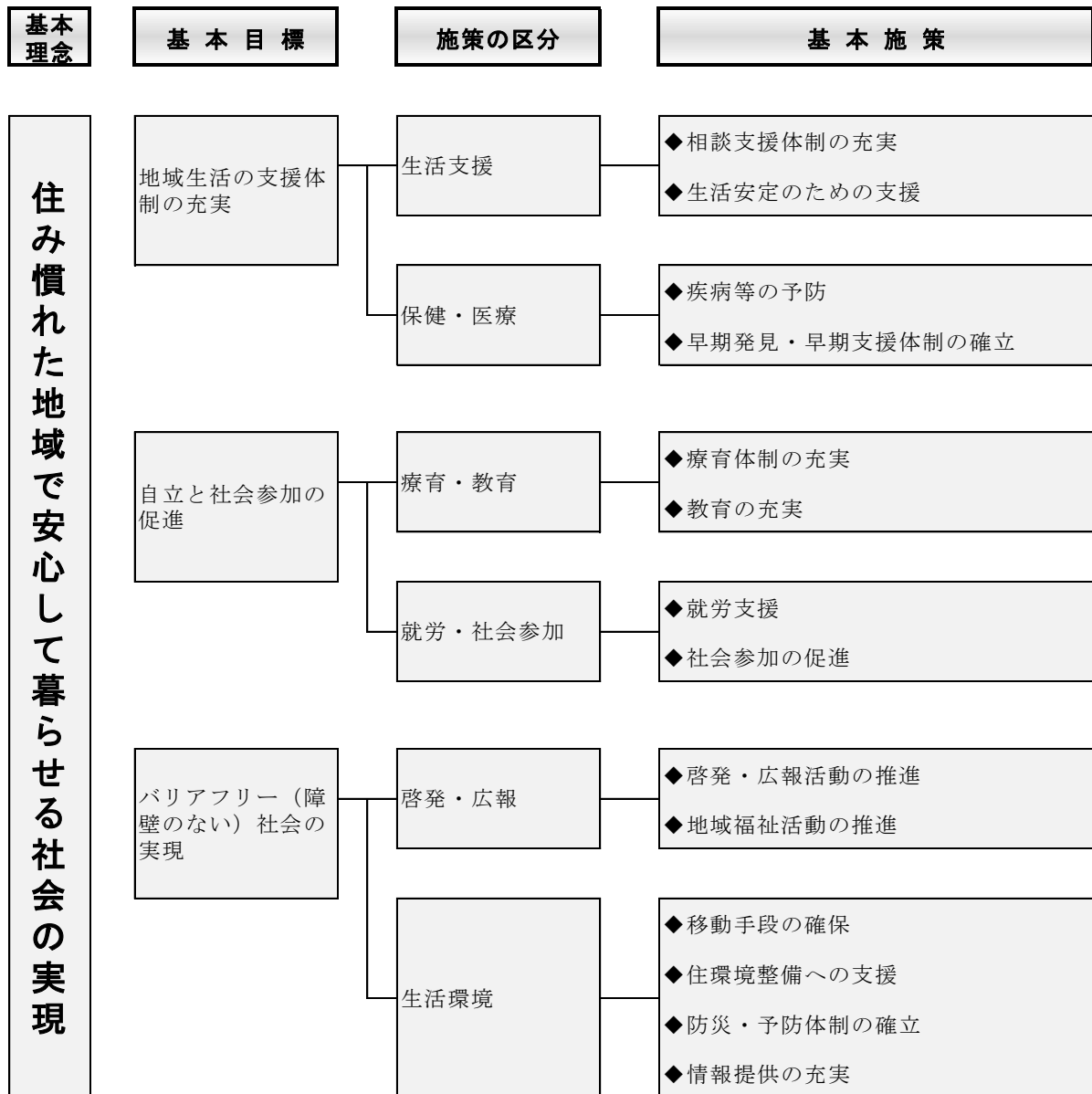
（２）自立と社会参加の促進

障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活を送りながら、主体的に社会の様々な活動に参加できるよう就労や環境整備に努めるとともに、乳幼児期からの早期療育や教育支援に努めます。

（３）バリアフリー（障壁のない）社会の実現

障がいのある人が生活する環境整備を推進するために、心のバリア（障壁）、住居や移動等の環境のバリア（障壁）、情報のバリア（障壁）などの解消に努めます。

2 施策の体系



第2章 障がいのある人の状況

第1節 身体障がいのある人

1 身体障害者手帳の交付者数

令和2年度では、手帳交付者数のうち約86%が65歳以上となっています。交付者の高齢化がすすみ、死亡や町外施設入所により減少傾向にあります。

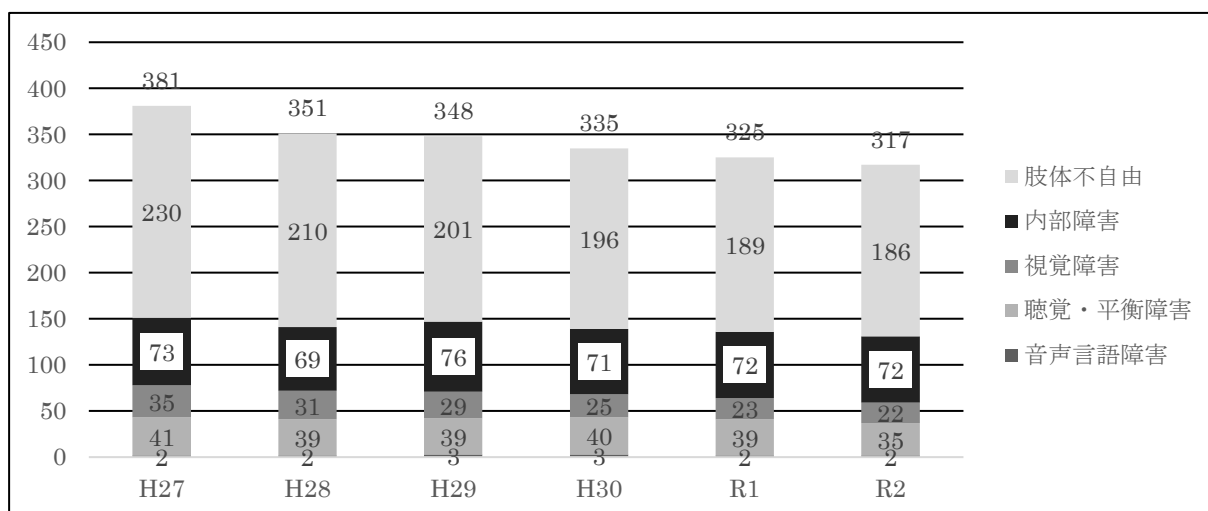
(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
交付者数	381	351	348	335	325	317

2 障がい種別内訳

手帳所持者数を種別にみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く約6割を占めています。次いで「内部障害」となりますが、そのうち心臓機能障害が約7割を占めています。

(単位：人)



3 障がい程度別内訳

手帳所持者数を等級別にみると、「4級」が最も多く、次いで「1級」の障がい者が多くなっています。令和2年度は、重度の者となる「1級」と「2級」の合計が117名で、全体の36.9%となっています。

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1級	89	84	91	87	86	82
2級	48	40	35	34	34	35
3級	59	56	55	54	49	46
4級	128	117	117	111	109	106
5級	38	35	32	30	29	29
6級	19	19	18	19	18	19
合計	381	351	348	335	325	317

第2節 知的障がいのある人

1 療育手帳の交付者数

主に18歳未満の児童の新規手帳交付により、交付者数はわずかに増加しています。

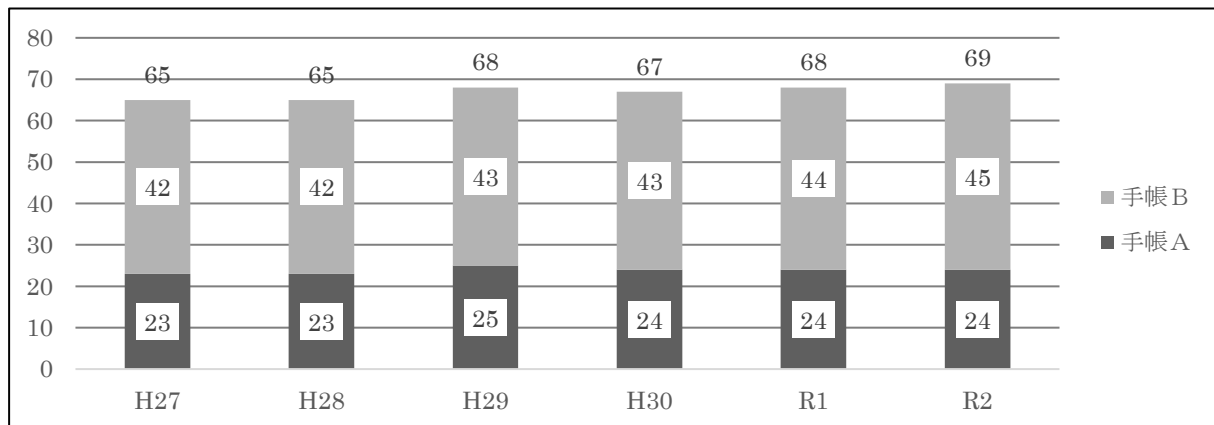
(単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
交付者数	65	65	68	67	68	69

2 程度別内訳

手帳B(中度・軽度)の人が、手帳A(最重度・重度)の人より多い状況にあります。手帳Bの交付者数が微増となっています。

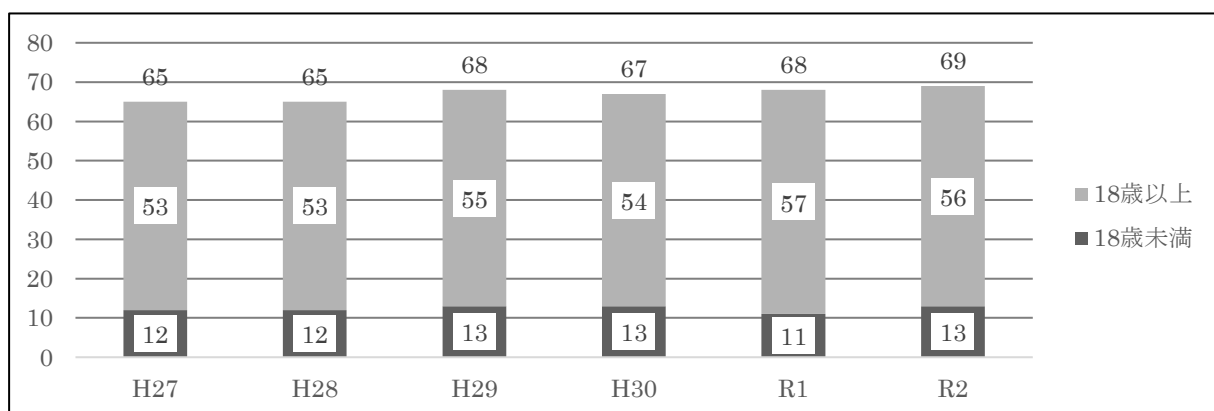
(単位：人)



3 年齢別内訳

年齢別にみると、18歳以上の方が約8割を占めていますが、割合に大きな変動はありません。

(単位：人)

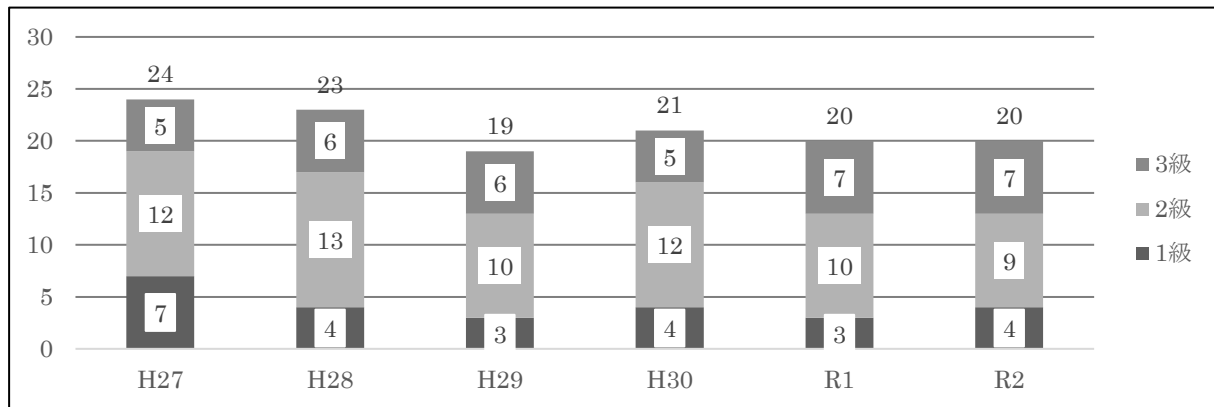


第3節 精神障がいのある人

1 精神障害者保健福祉手帳の交付者数

手帳交付者数に大幅な変動はなく、ほぼ横ばいで推移しており、手帳2級が最も多い状況にあります。

(単位：人)



2 自立支援医療（精神通院）受給者証の交付者数

近年は横ばいで推移していましたが、平成30年度に増加しています。

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
交付者数	55	61	61	56	62	70

※自立支援医療（精神通院）：通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

3 精神障がい・精神疾患患者数

精神疾患を有する患者数は増加傾向にあります。気分障害の患者数が増加し、統合失調症を超えて最も多くなりました。その他に含まれる心理発達の障がいも徐々に増加しています。

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
心因性精神障害	7	7	6	6	6	8
統合失調症	30	33	35	35	35	35
てんかん	9	10	9	10	10	10
気分障害	29	30	32	36	40	45
知的障害	1	1	1	1	1	1
その他	18	21	22	24	29	34
合計	94	102	105	112	121	133

第4節 難病患者の状況

指定難病の医療費助成を受けている者で把握されています。障害者総合支援法では、障がいのある人の範囲に難病患者が含まれますが、難病を主たる事由として障害福祉サービスを利用している者はごく少数です。本町における患者数の多い難病は次のとおりです。

- ・ 消化器系疾患（潰瘍性大腸炎）
- ・ 自己免疫疾患（全身性エリテマトーデス）
- ・ 神経・筋疾患（パーキンソン病、多発性硬化症／視神経脊髄炎）

（単位：人）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
患者数	36	45	35	31	37	33

第5節 障害支援区分認定を受けている人の状況

障害者総合支援法においては、サービスを支給決定する際の種類や量の判断材料の一つとして、支援の必要度を示す障害支援区分が設けられています。

「区分6」が支援の必要度がより高く、「区分なし」の者は就労継続支援や共同生活援助等の区分を必要としない訓練等給付サービスを利用している者を示します。

3年ごとの区分見直しにより、区分間の増減はありますが、障害福祉サービスの利用者数は横ばいの状況です。

■平成29年7月末時点

（単位：人）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	1	0	0	2	0	0	1	4
知的障がい	7	0	8	2	5	4	10	36
精神障がい	3	0	3	3	0	1	0	10
身体／知的	1	0	0	0	0	0	3	4
合 計	12	0	11	7	5	5	14	54

※このうち、障がい福祉サービスを利用していない人：2人

■令和2年7月末時点

（単位：人）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	0	0	0	2	0	0	2	4
知的障がい	6	1	6	3	6	3	9	34
精神障がい	5	0	5	2	0	0	0	12
身体／知的	0	0	0	1	0	0	3	4
合 計	11	1	11	8	6	3	14	54

※このうち、障がい福祉サービスを利用していない人：0人

第6節 施設を利用している人

居住系サービスの利用者は全体で37名おり、平成29年度比で1名減少しています。グループホームは、入居者の入れ替わりはあるものの、利用者数の増減はありません。施設入所は、高齢化によりグループホームからサービス変更した者が1名いますが、2名が施設からグループホームへ移行したことで1名減少しています。

＜平成29年7月末時点＞ (単位：人)

種別	管内	管外
共同生活援助（グループホーム）	16	5
施設入所支援	12	5
合計	28	10

＜令和2年7月末時点＞ (単位：人)

種別	管内	管外
共同生活援助（グループホーム）	15	6
施設入所支援	13	3
合計	28	9

第7節 在宅系サービスを利用している人

就学児童のうち発達支援センターの地域開放事業（集団活動）の利用数が増加し、個別療育を行う放課後等デイサービスの利用者数は減少しています。また、居宅介護（ホームヘルプ）サービスの利用者数が増加しています。

(単位：人)

種別	H29.4	R2.4
児童発達支援	7	9
放課後等デイサービス	28	17
居宅介護	1	4
就労継続支援A型	1	0
就労継続支援B型	10	11
地域活動支援センター	3	3
合計	49	44

第3章 施策の目標と施策の区分

第1節 地域生活支援体制の充実

1 生活支援

(1) 相談支援体制の充実

【実施状況及び課題】

障がい児・者ともに町直営の相談支援事業所を設置し、相談支援を行うとともに、対象者のサービス利用時にはサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成と関係機関との連携などにより支援しています。また、心の健康づくりとして、うつや自殺予防に関する普及啓発を行うとともに、「心の相談日」を設定し、本人や家族等からの相談に応じています。

しかし、引きこもりや生活困窮、雇用問題などニーズの多様化や複合的な課題を抱え、障がい者施策だけでは対応が困難なケースがあり、各種研修などを通し、相談支援専門員等の支援者の質向上を図る必要があります。引き続き、支援を必要としながら、行き届いていない人の実態把握を進める必要があります。

【今後の取組】

多様化、複合化するニーズへの対応として、関係機関との連携や協力と、本人や家族が希望する生活に応じた利用計画を作成し、継続的に支援できる体制の充実に努めます。また、個別の相談支援を積み重ねることでの地域の課題は、地域自立支援協議会において関係者で共有し、支援体制の整備についての協議を行います。

潜在的なニーズの把握、その後の支援体制を検討するため、相談窓口の周知を行うとともに、関係機関との連携による訪問支援を展開します。

【相談支援事業所】

障がいのある人やその家族などからの日常生活における相談に応じて、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助などを行う事業所です。

事業所名	窓口	主な対象
上士幌町障がい者相談支援事業所	役場保健福祉課内 (障がい福祉担当)	障がいのある人
上士幌町子ども相談支援事業所	子ども発達支援センター内	18歳までのお子さんと 保護者

(2) 生活安定のための支援

【実施状況及び課題】

障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう、障害者総合支援法に基づく各種サービス提供（介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療、地域生活支援事業等）により地域生活を支援しています。また、障害年金や各種手当等の経済的安定に係る制度や成年後見制度をはじめとする権利擁護制度等について、関係機関と連携して情報提供や相談

支援等に取り組んでいます。

障がいのある人の重度化、あるいは「親亡き後」など高齢になっても安心して暮らすことが出来るよう、支援体制の充実が必要です。

【今後の取組】

本人や家族の意思を尊重し、地域での生活を継続していくための支援体制の整備が必要であるため、住まいの場の整備とともに、緊急時の受入対応等の地域生活を推進する多機能拠点「地域生活支援拠点」の整備について検討します。

2 保健・医療

(1) 疾病等の予防

【実施状況及び課題】

生活習慣病など障がいの原因となる疾病を予防するため、生活習慣改善について普及啓発を行っています。

身体障害者手帳交付者の種別内訳をみると、内部障がいでは心疾患、糖尿性腎症、肢体不自由では脳出血や脳梗塞等が原因疾患としてあげられており、これらは高血圧、糖尿病などを基礎疾患とするため、引き続き生活習慣病を予防するための普及啓発を行っていく必要があります。

【今後の取組】

障がいの要因となる生活習慣病の発症を防ぐため、各種健康診査の受診勧奨や栄養、運動、休養等の生活習慣の改善についてのポピュレーションアプローチ（普及啓発）を行っています。

(2) 早期発見・早期支援体制の確立

【実施状況及び課題】

妊娠、出産、乳幼児期については、妊婦健診や乳幼児健診等の健診機会を確保し、親子支援システムの活用などにより障がいの早期発見に努めています。また、支援が必要と判断される場合には、養育支援訪問や健診後フォローアップ会議等を活用し、関係機関と連携しながら支援を提供しています。今後も発達面で支援が必要な子どもや不安を抱える保護者等に対し、支援プランの作成やケース会議の開催により、きめ細やかで切れ目のないサービスの提供が求められています。

成人期については、障がいの原因となる生活習慣病を予防するため、健診の受診勧奨を積極的に行い、健診結果に基づいた生活習慣改善や重症化予防の保健指導を行っています。

今後は、生活習慣病を要因とする障がいを予防するために、介護予防の視点を持ちながら後期高齢者健診受診後の保健指導等を実施していく必要があります。

【今後の取組】

妊娠期から乳幼児期にかけては、健診機会を確保し、障がいの早期発見に努め、支援が必要とされる場合には、支援プランやケース会議を活用し、保健、医療、福祉、教育等による

切れ目のない支援を行います。

また、成人期へ健診受診勧奨や生活習慣改善及び重症化予防のための保健指導を継続するのみでなく、後期高齢者に対しても、保健事業と介護予防を一体的に実施し、障がいの原因となる生活習慣病を防ぎます。

第2節 自立と社会参加の促進

1 療育・教育

(1) 療育体制の充実

【実施状況及び課題】

発達に心配のある児童や子育てに対して、子ども発達支援センターにおいて相談支援と通所サービス（児童発達支援及び放課後等デイサービス）や地域開放事業等の提供を行っています。また、児童の特性に応じた支援を行うため、医療機関等との連携や作業療法士等の専門職による支援を行っています。

また、講演会等を開催し、地域住民に向けた啓発活動や関係者に対する地域支援などを実施しています。

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が引き続き必要です。

【今後の取組】

子ども発達支援センターを利用しやすい環境づくりとして、地域開放事業や研修会開催による情報発信や訪問支援等を継続します。

また、不安を抱える保護者に寄り添いながら、児童一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられる環境づくりを進める必要があります。要保護児童及び要支援児童を含む全ての子どもとその家庭への支援全般を担う子育て世代包括支援センターを新たに設置し、関係機関の連携による切れ目のない支援の提供に努めます。

(2) 教育の充実

【実施状況及び課題】

教育支援委員会等での協議を踏まえて、個々のニーズに応じた特別支援教育を実施しており、さらに特別支援学級の担任を担う特別支援担当教諭や、児童生徒の生活上の介助や学習指導上の支援を行う特別支援教育支援員を配置しています。

かみしほろ学園の取組として、子育てサポートブック「アーチ」を配付し、関係者間の情報共有や進学等での切れ目のない支援のために活用されています。

普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが難しい場合など、障がいの種類や程度等に応じ、きめ細やかな教育が受けられるよう、より福祉機関と教育機関との連携が必要となっていることから、必要時にケース会議を実施して児童への支援を行っています。

【今後の取組】

乳幼児期からの適切な発達を促す取り組みを通じ、発達バランスのとれた子どもを育む

ため、関係機関との連携強化に努めます。

子どもたちの特性に応じた教育環境の整備と合理的配慮の実施を通して、インクルーシブ教育（子どもの多様性を前提に、障がいの有無にかかわらず、自分に合った配慮を受けながら教育を受けること）を推進していきます。

2 就労・社会参加

（1）就労支援

【実施状況及び課題】

サポートセンター白樺が運営する就労継続支援B型事業所に対し、運営体制の充実のために運営費を補助し、あるいは、工賃向上のために障害者優先調達推進法に基づく生涯学習センターの清掃業務等の業務委託を行い、その活動を支援しています。また、事業所の活動が町民の障がいのある人に対する理解の促進にもつながっています。

一般就労のニーズについては、人材センターや町無料職業紹介所等の関係機関と連携しながら個別の支援を行っています。ひきこもり状態にあった人についても同様に、個別に就業体験等の機会提供を行っています。

障がいのある人やひきこもり状態にある人が、その意欲や特性、経験等に応じた多様な働き方ができるよう企業や地域住民の理解促進を図り、相談支援事業所と就労支援事業所、企業等が連携することが必要です。

【今後の取組】

就労継続支援B型事業所への運営支援や障害者優先調達推進法の取組みを継続するとともに、施設外就労や職場体験の場の確保を行い、一般就労の推進、多様な就労機会の提供の充実に努めます。

（2）社会参加の促進

【実施状況及び課題】

相談支援の充実等により、就労や障害福祉サービス事業所の利用をはじめ、様々な社会活動への参加が進んでいます。また、「おとしより・障がい者スポーツ大会」や「ふれあい広場」などのイベント、サポートセンター白樺の活動などを通じて、障がいのある人と地域社会との接点が増えています。

障がいのある人の閉じこもりの要因は様々です。不安感や諦め等の心理的な課題、情報不足や希望するサービスが通える範囲に無いなどの物理的な課題もあり、状況に応じた支援が必要です。

【今後の取組】

引き続き訪問等による相談支援を通じて、障がいのある人やその家族のニーズの把握と課題解決に努め、希望する人に対して、地域活動支援センター等の障害福祉サービス事業所への利用を促進します。また、障がいの有無に関わらず、地域住民の誰もが経済活動や文化活動、スポーツなどの交流の場に参加出来るよう理解促進に努めます。

第3節 バリアフリー（障壁のない）社会の実現

1 啓発・広報

（1）啓発・広報活動の推進

【実施状況及び課題】

広報誌や啓発用ポスター等を活用し、障がい福祉施策の制度改正などについて周知するとともに、障害者差別解消法による職員対応要領を定め、ホームページ等で公表しています。また、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及を通じて、周囲からの配慮を必要とする人への思いやりのある行動と障がいについての理解の促進を図っています。

今後も、町民に広く障がい福祉への理解が深まるよう、情報発信の推進と障がいのある人の社会参加や交流機会を促進していくことが重要です。

【今後の取組】

障害福祉サービス事業所の活動等を通じて、障がいのある人と地域社会の接点が増え、互いに知り合い、交流が促進するよう努めます。また、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布、普及を継続するとともに、障がいや障がい福祉に関する情報を広報誌に掲載し、広く理解を深めることに努めます。

（2）地域福祉活動の推進

【実施状況及び課題】

家族やボランティアの支援により、外出が困難な重度障がい者の社会参加及び家族交流が図られています。また、サポートセンター白樺の行う各種就労支援事業に協力者やボランティアが参画することで利用者の活動の充実につながっています。

地域福祉活動を進めるためには、人材が欠かせません。ボランティア活動が推進されるよう、啓発活動と共にボランティア等の活動をコーディネートする機能等の環境整備が必要です。

【今後の取組】

社会福祉協議会と連携しながら、地域におけるボランティア活動の活性化や人材の発掘等を図るとともに、地域福祉活動に関係する情報が継続的に周知されるよう情報発信に努めます。

2 生活環境

（1）移動手段の確保

【実施状況及び課題】

社会福祉施設等通所費助成事業や人工透析などのじん臓機能障がい者への交通費助成を行っている他、高齢者等福祉バスや社会福祉協議会による移送サービスなどにより、通院、買い物、社会参加などの外出を支援しています。

知的障がいや精神障がい等により、慣れるまで単独での移動が不安な場合等においては、各支援機関が同行等の個別の対応をとっています。

サポートセンター白樺の送迎等を行う車両導入を支援し、市街地内外の利用者の送迎に活用されています。

【今後の取組】

引き続き、社会福祉施設等の通所や人工透析での通院に係る交通費助成、また、高齢者等福祉バスの運行により、日常生活の利便性を促進します。

有料道路通行料金や公共交通機関等運賃の割引、自動車運転免許取得費用の貸付制度や自動車改造費助成制度の周知に努め、就労や社会参加を推進します。

（２）住環境整備への支援

【実施状況及び課題】

グループホーム整備検討の参考とするため、将来の住まいの希望等に関するニーズ調査を実施し、町内グループホーム開設へのニーズを把握するとともに、障がい当事者や家族等を対象にグループホーム学習会や見学会を実施しました。あわせて、町内事業者とグループホーム開設に向けた意見交換を行っています。住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域生活支援拠点の整備とあわせて検討する必要があります。

住宅の段差解消などの相談に適宜対応しており、住宅改修や入浴等の補助用具が必要となる場合は日常生活用具給付事業により支援を行っています。

【今後の取組】

住み慣れた地域で暮らし続けられるようグループホーム等の住まいの場の整備に努めます。あわせて、高齢化や親亡き後に備えて単身生活の体験ができる場の整備を検討します。

年齢や障がいの有無に関わらず利用しやすい公共施設等を推進し、公共施設の新設、改修時にはバリアフリー化を進めます。

（３）防災・防犯体制の確立

【実施状況及び課題】

災害時等に自力での避難や移動等が困難な障がいのある人については、災害時要配慮者や避難行動要支援者の登録を推進することにより、状況把握や必要に応じた支援を行っています。また、その登録には民生委員児童委員が関与し、日常的な見守りにつながるとともに、防災グッズが配布されています。

日常生活用具給付事業では、障がいのある人の状態に適した火災警報機や自動消火器、電磁調理器などを給付しています。

しかし、障がい特性に応じた災害情報の伝達や災害発生時における迅速で個別的な避難誘導等を検討する必要があります。

【今後の取組】

避難行動要支援者が、災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と援助を受けられるよう、町防災計画との整合性を基に個別支援計画の策定を町総務課と連携して進めます。

また、悪質商法や架空請求などの被害に遭わないため、関係機関と連携した相談支援等の体制を充実させ、防犯体制の強化に努めます。

(4) 情報提供の充実

【実施状況及び課題】

福祉サービスや各種制度を分かりやすく情報提供するため、平成20年に「ふくしガイドブック」を作成しています。その後も更新作業を行いながら、最新情報の提供に努めています。

また、障がい者手帳交付時には、活用できる制度等に関するパンフレットを配布し、情報提供に努めています。

【今後の取組】

制度改正などに応じて、ガイドブックの更新や広報誌での周知など福祉サービスの活用促進とともに、地域で生活していくために活用できる制度の周知に努めます。

第4章 令和5年度の目標値の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

※福祉施設入所者：施設入所支援（86頁参照）を利用して施設入所している者

（国の基本指針）

○ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

施設入所者の多くは支援の必要度（障害支援区分）が高く、それに対応した住まいの場の整備が必要です。また、高齢で入所期間が長期となっていることなどから、地域での生活に関する情報や体験が少ないことが考えられますが、その人が希望する地域で暮らせるようホームヘルプサービス等の訪問系サービスやグループホーム等の利用を促進し、地域生活への移行に努めます。

項目	数値
令和元年度末時点での施設入所者数（A）	15人
【目標値】令和元年度末の施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	1人
【目標値】（A）－（令和5年度末における施設入所者数）	1人

2 地域生活支援拠点等の整備

※地域生活支援拠点等：障がいのある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供できる体制として、グループホームなどの居住機能と、相談、コーディネートや短期入所（ショートステイ）などの地域支援機能を、「拠点」として一体的に整備するものです。地域において機能を分担する面的体制により整備する方法もあります。また、複数市町村による広域整備も可能です。

（国の基本指針）

○ 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

町内におけるグループホームの整備及び近隣市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を踏まえて検討します。

3 福祉施設から一般就労への移行

(国の基本指針)

○ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型及び就労継続支援B型事業を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

※就労移行支援事業等は、85頁参照

項 目	数 値
令和元年度の一般就労への移行実績	1人
【目標値】福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者	1人

4 障害児支援の提供体制の整備等

(国の基本指針)

○ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

※児童発達支援センター：障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設

※保育所等訪問支援は、87頁参照

身近な場所で必要な支援を提供できるよう町直営の子ども発達支援センターにおいて支援体制の整備を図っています。認定こども園や各学校への訪問を行い、児童が集団生活に適応できるよう支援するなど、今後も関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供するよう、より一層の支援体制の充実を図ります。

5 相談支援体制の充実・強化等（新規）

（国の基本指針）

○ 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

町直営の相談支援事業所を保健福祉課内及び子ども発達支援センター内に設置しています。相談支援体制の充実、強化のため、各種研修等への参加により人材育成や相談支援の質向上を図ります。

また、高齢の方に対する支援にあたっては、保健や医療、介護保険に関する理解が求められることから、介護支援専門員や地域包括支援センターとの連携を図ります。

さらに、障がい福祉サービスの支給決定については、計画相談支援によるサービス等利用計画をもとに最終的には市町村の判断により決定されることから、町の担当職員においても、各種研修等に参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけるよう努めます。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

（国の基本指針）

○ 令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障がい福祉サービス従事者を対象とした研修の実施や事業者間の情報交換・共有を図る機会を確保することなどによりサービスの質を高めることに努めます。また、サービス提供事業所の支援を行う広域的・専門的相談支援機関と連携を図ることなどにより、利用者の個別ニーズに対応できるよう取り組みます。

第5章 障がい福祉サービスにおける見込量

1 訪問系サービス（自宅への訪問で（または外出に同行して）支援を受ける）

（1）サービスの内容

区 分	サ ー ビ ス 内 容
居 宅 介 護	障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣して、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助を行う。
重度訪問介護	重度の障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や外出時の移動支援などを総合的に行う。
同 行 援 護	移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が外出する際、ガイドヘルパーが同行し、必要な情報提供や外出時の支援を行う。
行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいのために常時介護が必要な人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要性の高い人に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行う。

（2）サービス量

利用ニーズの把握に努め、近隣市町村の事業所等とも連携しながら適切なサービス提供を図ります。

区 分	項 目	第5期計画実績			第6期計画見込			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
居 宅 介 護	計 画 値	時 間	8	13	13	16	20	20
		人	2	3	3	4	5	5
	実 績 値	時 間	4.2	8.8	16.5			
		人	1.8	3.1	4.0			
重 度 訪 問 介 護	計 画 値	時 間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	時 間	0	0	0			
		人	0	0	0			
同 行 援 護	計 画 値	時 間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	時 間	0	0	0			
		人	0	0	0			
行 動 援 護	計 画 値	時 間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	時 間	0	0	0			
		人	0	0	0			
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	計 画 値	時 間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	時 間	0	0	0			
		人	0	0	0			

2 日中活動系サービス（日中事業所に通い、必要な支援を受ける）

（1）サービスの内容

区 分	サ ー ビ ス 内 容
療 養 介 護	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行う。
生 活 介 護	常時介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会提供を行う。
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	事業所または障がいのある人の居宅への訪問により、身体機能の向上のため理学療法、作業療法その他必要なりハビリ等を行う。
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	知的障がい又は精神障がいのある人に、自立した日常生活ができるよう必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。
宿 泊 型 自 立 訓 練	自立した日常生活ができるよう、一定期間、居室等を提供し、家事等の支援、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。
就 労 移 行 支 援	生産活動や職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、就職後における職場定着のために必要な相談等の支援を行う。
就 労 継 続 支 援 （ A 型 ）	雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就 労 継 続 支 援 （ B 型 ）	生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就 労 定 着 支 援	一般就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やその他の支援を一定期間行う。
短 期 入 所 （ 福 祉 型 、 医 療 型 ）	居宅で介護する人が病気などの場合に、一時的に夜間を含め、施設や事業所で入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行う。

(2) サービス量

利用ニーズの把握に努め、近隣市町村の事業所等とも連携しながら適切なサービス提供を図ります。

区 分	項 目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
療 養 介 護	計画値	人	2	2	2	2	2	2
	実績値	人	2	2	2			
生 活 介 護	計画値	人	19	19	19	22	22	22
		人日	418	418	418	450	450	450
	実績値	人	20.5	22.1	22.0			
		人日	426.6	450.8	455.6			
自 立 訓 練 (機能訓練)	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
自 立 訓 練 (生活訓練)	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
宿 泊 型 自 立 訓 練	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
就 労 移 行 支 援	計画値	人	1	1	1	1	1	1
		人日	22	22	22	20	20	20
	実績値	人	0	0.7	1.0			
		人日	0	9.8	19.6			
就 労 継 続 支 援 (A 型)	計画値	人	3	3	3	1	1	1
		人日	66	66	66	20	20	20
	実績値	人	1.3	1.0	1.0			
		人日	26.8	21.3	21.4			
就 労 継 続 支 援 (B 型)	計画値	人	18	19	21	19	20	21
		人日	396	418	462	380	400	420
	実績値	人	18.7	17.8	18.2			
		人日	360.4	349.1	354.8			
就 労 定 着 支 援	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
短 期 入 所 (福 祉 型 、 医 療 型)	計画値	人	1	1	1	1	1	1
		人日	5	5	5	1	1	1
	実績値	人	0.3	0	0			
		人日	2	0	0			

3 居住系サービス（入所施設や共同生活を送る住まいで支援を受ける）

（1）サービスの内容

区 分	サ ー ビ ス 内 容
自立生活援助	入所施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行うほか、入居者のニーズに応じて入浴、排せつ又は食事等の介護を行う。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、主として夜間と休日における入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、日常生活の支援を行う。

（2）サービス量

利用ニーズの把握に努め、近隣市町村の事業所等とも連携しながら適切なサービス提供を図ります。

区 分	項 目	第5期計画実績			第6期計画見込			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
自立生活援助	計画値	人	0	0	0	0	0	
	実績値	人	0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	人	21	22	23	21	21	26
	実績値	人	21.8	21.8	21.0			
施設入所支援	計画値	人	17	17	16	16	16	15
	実績値	人	16.9	15.3	16.0			

4 相談支援（困りごとの相談、サービス利用時の計画作成の支援を受ける）

（1）サービスの内容

区 分	サ ー ビ ス 内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に、その心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を勘案し、利用サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、矯正施設等から地域生活に移行するにあたり、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との連絡調整等を行う。
地域定着支援	障害者支援施設からの退所等により居宅で一人暮らしをする人などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(2) サービス量

本町では町直営の計画相談支援事業所を設置しています。また、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、近隣市町村の事業所等とも連携しながら適切なサービス提供を図ります。

区 分	項 目	第5期計画実績			第6期計画見込			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
計 画 相 談 支 援	計 画 値	人	60	62	64	100	104	110
	実 績 値	人	81	92	94			
地 域 移 行 支 援	計 画 値	人	1	1	1	1	1	1
	実 績 値	人	0	0	0			
地 域 定 着 支 援	計 画 値	人	1	1	1	1	1	1
	実 績 値	人	0	0	0			

5 障害児通所支援、障害児相談支援（発達に心配のある児童、障がい児が受ける支援）

(1) サービスの内容

区 分	サ ー ビ ス 内 容
児 童 発 達 支 援	就学していない児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行う。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校通学中の児童に対して、放課後や長期休暇中において生活能力向上のための訓練、地域との交流等を行う。
保 育 所 等 訪 問 支 援	専門職員が保育所等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行う。
障 害 児 相 談 支 援	障害児通所支援を利用する際、児童の心身の状況や環境、児童や保護者の意向を踏まえ、障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証を行い、サービス提供事業者等との連絡調整等を行う。

(2) サービス量

町直営の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所があり、サービス提供体制の確保に努めます。

区 分	項 目	第5期計画実績			第6期計画見込			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
児 童 発 達 支 援	計 画 値	人	10	10	10	7	7	7
		人日	30	30	30	21	21	21
	実 績 値	人	9.6	5.5	7.2			
		人日	24.4	13.1	21.6			
医 療 型 児 童 発 達 支 援	計 画 値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	計 画 値	人	30	31	32	15	15	15
		人日	150	155	160	60	60	60
	実 績 値	人	23.3	14.9	16.0			
		人日	74.4	41.1	45.8			
保 育 所 等 訪 問 支 援	計 画 値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
障 害 児 相 談 支 援	計 画 値	人	40	41	42	44	44	44
	実 績 値	人	74	64	40			

第6章 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

(1) サービスの内容

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人の理解を深めるため研修・啓発やヘルプマーク・ヘルプカードの配布等を通じて地域住民への働きかけをすすめます。

(2) サービス量

事業名	項目	第5期計画実績			第6期計画見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

2 自発的活動支援事業

(1) サービスの内容

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（当事者や家族同士の交流など）を支援します。

(2) サービス量

事業名	項目	第5期計画実績			第6期計画見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

3 相談支援事業

(1) サービスの内容

○障害者相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) サービス量

事業名	項目	第5期計画実績			第6期計画見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

4 成年後見制度利用支援事業

(1) サービスの内容

判断能力に欠けるか不十分な方で、身寄りがないなどの人に対し、申立費用の助成などにより成年後見制度の利用を促進します。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度 利用支援事業	計画値	人	1	1	1	1	1	1
	実績値	人	1	0	0			

5 成年後見制度法人後見支援事業

(1) サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) サービス量

事業名	項目	第5期計画実績			第6期計画見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度 法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

6 意思疎通支援事業

(1) サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣して、意思疎通の円滑化を図ります。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	計画値	人	1	1	1	1	1	1
	実績値	人	0	1	0			

7 日常生活用具給付事業

(1) サービスの内容

日常生活用具を要する人に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
日常生活用具給付事業	計画値	件	79	79	79	79	79	79
	実績値	件	39	48	56			
介護・訓練支援用具	計画値	件	1	1	1	1	1	1
	実績値	件	0	3	0			
自立生活支援用具	計画値	件	1	1	1	1	1	1
	実績値	件	0	1	0			
在宅療養等支援用具	計画値	件	3	3	3	3	3	3
	実績値	件	1	2	1			
情報・意思疎通支援用具	計画値	件	3	3	3	3	3	3
	実績値	件	1	0	0			
排泄管理支援用具	計画値	件	70	70	70	70	70	70
	実績値	件	37	41	55			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	件	1	1	1	1	1	1
	実績値	件	0	1	0			

8 手話奉仕員等養成研修事業

(1) サービスの内容

聴覚障害者等との交流活動の促進を図るため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を近隣市町村とも連携しながら養成に努めます。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員等養成研修	計画値	人	1	1	1	1	1	1
	実績値	人	4	1	0			

9 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行い、地域における自立した生活や社会参加を図ります。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
移動支援事業	計画値	人	1	1	1	1	1	1
		時間	20	20	20	20	20	20
	実績値	人	1	1	0			
		時間	68	39	0			

10 地域活動支援センター事業

(1) サービスの内容

障がいのある人の日中活動の拠点として地域活動支援センターを設置し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を供与することにより、障がいのある人及びその家族の地域における生活を支援します。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域活動支援センター事業	計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
		人	4	4	4	4	4	4
	実績値	箇所	1	1	1			
		人	1	3	3			

11 日中一時支援事業

(1) サービスの内容

障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族など、日常的に介護を行っている人の一時的な休息の確保や就労の支援を行います。

(2) サービス量

事業名	項目		第5期計画実績			第6期計画見込		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
日中一時支援事業	計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
		人	2	2	2	4	4	4
	実績値	箇所	1	1	1			
		人	3	4	5			